

埼玉県治水協会補助金交付要綱

最終改正 令和5年3月31日

(趣旨)

第1条 県は、治水事業の促進を図るため、埼玉県治水協会（以下「協会」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この交付要綱に定めるところによる。

(補助対象経費)

第2条 補助の対象となる経費は、協会が行なう事業遂行に要する経費とする。

(補助額)

第3条 前条の経費に対する補助額は、予算の範囲内で知事が定める額とする。

(申請書の様式等)

第4条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

(記載事項の省略)

第5条 規則第4条第2項第1号及び第2号に掲げる事項は、記載することを要しない。

(交付決定通知書の様式)

第6条 規則第7条の交付決定通知書は、様式第2号のとおりとする。

(実績報告)

第7条 規則第13条の実績報告は、様式第3号により提出しなければならない。

2 規則第13条の実績報告書の提出期限は、補助事業の完了（補助事業等の廃止の場合を含む。）後30日以内とする。

(額の確定)

第8条 規則第14条の規定による補助金確定通知書は、様式第4号により行うものとする。

(書類の整備)

第9条 協会は、補助事業にかかる収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類の保管の期間は、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間とする。

(暴力団排除に関する誓約)

第10条 補助事業者は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

附則

この要綱は、平成6年度の補助金から適用する。

附則

この要綱は、令和3年度の補助金から適用する

附則

この要綱は、令和5年度の補助金から適用する。

様式第 1 号

令和 年度埼玉県治水協会補助金交付申請書

埼玉協発第 号
令和 年 月 日

埼玉県知事 ○ ○ ○ ○ 様

埼玉県幸手市戸島2丁目155番地
埼玉県治水協会
会長 ○ ○ ○ ○

令和 年度埼玉県治水協会補助金の交付を受けたいので、補助金等の交付手続き等に関する規則第 4 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助金交付申請額
- 2 事業の目的
- 3 事業完了予定期日
- 4 経費の配分及び事業計画の概要
- 5 収支予算書

様式第2号

補助金交付決定通知書

河砂第 号
令和 年 月 日

埼玉県治水協会
会長 ○ ○ ○ ○ 様

埼玉県知事 ○ ○ ○ ○ 印

令和 年 月 日付け埼玉協発第 号で交付申請のあった令和 年度埼玉県治水協会補助金については、下記のとおり交付する。

記

1 交付金額

2 支払方法

3 条 件

事業の実施にあたって、次の各号に該当する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業等に要する経費の配分又は内容を変更（軽微な変更を除く）する場合
- (2) 補助事業等を中止又は廃止する場合
- (3) 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合

様式第3号

令和 年度埼玉県治水協会補助金実績報告書

埼玉協発第 号
令和 年 月 日

埼玉県知事 ○ ○ ○ ○ 様

埼玉県幸手市戸島2丁目155番地
埼玉県治水協会
会長 ○ ○ ○ ○

令和 年 月 日付け河砂第 号で補助金交付決定を受けた事業が完了したので、補助金等の交付手続き等に関する規則第13条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金交付決定額
- 2 補助金精算額
- 3 事業の成果
- 4 収支報告書

様式第4号

補助金確定通知書

河砂第 号

令和 年 月 日

埼玉県治水協会

会長 ○ ○ ○ ○ 様

埼玉県知事 ○ ○ ○ ○ 印

令和 年 月 日付け埼玉協発第 号で実績報告のあった令和 年度埼玉県治水協会補助金については、審査の結果、下記のとおり確定したので、補助金等の交付手続きに関する規則第14条の規定により通知する。

記

- 1 交付決定額
- 2 交付済補助額
- 3 確定交付金

別紙

暴力団排除に関する誓約事項

当事業者は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（埼玉県暴力団排除条例（平成23年埼玉県条例第39号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(5) 補助事業を実施するに当たり、法人等が、第三者と委託契約その他の契約（以下「委託契約等」という。）を締結する場合に、その相手方が（1）から（4）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(6) 補助事業を実施するに当たり、法人等が、（1）から（4）までのいずれかに該当する第三者と委託契約等を締結する場合（（5）に該当する場合を除く。）に、埼玉県が法人等に対して当該委託契約等の解除を求め、法人等がこれに従わなかったと認められるとき。

所在地：

事業者名：

代表者職・氏名：